

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 182

2019.9・10

主な内容

- ◆ 租税教育イベント開催
- ◆ 税務署からのお知らせ

第12回

租税教育イベント

ぜいきんウォークラリーinよみうりランド

小学生・幼児・保護者等合わせて300名が参加

- 主催 公益社団法人日野法人会 ●共催 日野税務署
●後援 日野市租税教育推進協議会／多摩市・稲城市租税教育推進協議会



六角ホールで行われた「ぜいきん教室」、子供たちや保護者で満員の会場内

今年で12回目を迎えた租税教育イベント「ぜいきんウォークラリーinよみうりランド」が、8月3日（土）に開催され、小学生・幼児・保護者等合わせて300名が参加しました。

このイベントには、共催の日野税務署から岡靖二署長をはじめ多くの職員にもスタッフとしてご協力いただきました。

当日は来賓として大坪冬彦日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長ほか、管内の市議会議長に出席いただきました。

租税教室は、昨年からエアコン完備の「六角ホール」をメイン会場に開催。租税教育用ビデオ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を上映後、ステージ上で「ぜいきん教室」が行われ、「どうして税金をきちんと納めなければいけないのでしょうか」や「税金（所得税）がかからないものはどれでしょうか」などの問題に答えながら、身近な税金の大切さを学びました。

会場には、国税庁のe-Taxキャラクター「イータ君」や日野市のエコキャラクター「エコクマ」、「エコアラ」や稲城市の「稲城なしのすけ」君たちもイベントを盛り上げるために、参加してくれました。

租税教室終了後は、園内6か所のチェックポイントで出題される税金クイズに挑戦。子供たちは暑さに負けず、チェックポイントを目指して園内を歩き回り、親子で楽しく税金について学びました。

ゴールポイントでは、参加者全員にプール入場券やメモ帳などのお土産を配布し、夏休みのよき思い出として、有意義な一日を楽しみました。



「今日は、お父さんやお母さんと一緒に税金について学んでください」と挨拶する岩田会長



「今日のイベントを通じてご家庭でも税金について考える機会にしたい」と挨拶する岡署長

それぞれの市長さんより「君たちが毎日通っている小学校にもたくさん税金が使われています。今日は税金の大切さについてしっかり学んでほしい」などのお言葉をいただきました。



大坪日野市長



阿部多摩市長



高橋稲城市長



チェックポイントで、税金クイズに挑戦する子供たち



正解のスタンプを押すスタッフの方々



ゴールポイントで合格印を押して



プール入場券とお土産を渡しました

小さな世界企業には、働き方改革がつまっている

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

●選択できる多様な制度がポイント

働き方改革は、つまり生きがい、働きがいのある働き方ができるかということである。働く意味には、①生計の維持、②自己実現、③社会貢献の3つがある。これらが実現できるかどうかで、生きがい、働きがい生まれる。高齢者雇用をよくする企業事例のなかには、これらを満足させる制度を持つ企業が数多く見受けられる。それは、高齢者の能力を見極め、その能力をいかに活かすかという課題に取り組み、その結果、社員一人ひとりに対応した多様な働き方、制度を生み出しているからである。企業の経営方針と社員の生活ニーズをマッチングさせ、社員に見合った人事賃金制度を生み出してきたのである。主婦の多い企業では、賃金を時間で計算するのではなく、10分単位の分給制をあみだした。勤務制度なども多様化し、夜間だけの店長が登場したり、土・日だけ出勤する社員も注目された。それらの個性化が、働き方改革のひとつのキーワードになる。

●仕事をまかせ、やる気を育て、技術力を上げる

愛知県にあるこの個性的な企業は、高齢者の能力を無駄なく活用できるように、若い頃から一人で製品を完成させるところまで仕事を任せることによって社員のやる気を醸成し、高度な技術力をはぐくむ。それによって定年など関係なく働くことが出来、大企業にはない技術力を形成してきた。この会社は、100万分の1グラムの超微小な樹脂製の歯車を開発し、世界から注目されたナノテク企業。この歯車開発には数億円の開発費がかかったというが、個性的なのは、同社には開発専門の社員がいないという点だ。

元暴走族の社員が、通常の仕事をこなしながら開発したという。だからメーカー特有の製造ラインがない。実質的に担当者一人が完成まで遂行する。仕事を任されているから自分が仕事の主人公という自負心がやる気を育て、高い技術力を生む。

●採用は先着順、定年なし、いくつになっても昇給

人事制度もユニークだ。採用試験なしの先着順採用、定年制度なし、タイムカードもなければ出勤簿もない、残業は自己申告制。「来てくれた人を採用して、いかに上手に活かしていくかが大事だ」。社員教育の柱のひとつは、場所とチャンスを与えること。これをきちんと提供していけば、人は情熱をもって仕事に取り組み伸びていく。勤続とともに仕事能力は伸びていくから、定年制などは創業時からなかった。「一定の年齢で辞めるなんてだれがきめたの」と社長。退職金は区切りとして60歳で支払われるが、雇用はそのまま継続していく。仕事の内容も処遇も変わらず、毎年昇給もする。自分が仕事の主人公という役割意識が高い技術力を生むのであれば、定年など関係なくいつまでも働くことができる。これからの社会を考えると、この小さな世界企業は働き方改革のポイントを満たしている。

【筆者紹介】 長嶋 俊三（ながしま・しゅんぞう）

1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より財団法人高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

所得拡大促進税制はどのように改正されたの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志

 **リサ** 所得拡大促進税制が改正されたと聞きました。わが社の令和元年8月決算においてはどのような点に注意が必要ですか。賃上げしましたので、適用できるといいのですか。

 **サキ先生** リサさんの会社は前期の決算でもこの所得拡大促進税制の適用を受けていましたね。

リサさんの会社は資本金が1,000万円の中小企業者になりますので、中小企業者が適用する際の主な改正点を3つ紹介します。

1つ目は、適用要件として、基準年度（平成24年度）と適用年度の給与総額を比較して、一定割合増加していることとされていましたが、この要件は廃止されました。具体的にリサさんの会社では、前期の平成30年8月決算での適用の際には、基準年度である平成25年8月決算の給与総額と比較していましたが、この比較が不要となりました。

2つ目も適用要件ですが、平均給与等支給額が前年度を超えていることとされていたものが、継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していることに改められました。

3つ目は、税額控除割合が原則として基準年度からの給与総額の増加額の10%とされていたものが、前年度からの給与総額の増加額の15%とされました。更に、教育訓練費が増加しているなど一定の場合には10%上乘せされて25%となります。

ただし、これら改正後の所得拡大促進税制は、

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されます。なお、控除限度額は、調整前法人税額の20%となっていますので、改正はありません。

 **リサ** 継続雇用者の考え方は従来のままですか。

 **サキ先生** 継続雇用者の定義も見直され、継続雇用者の把握が簡素化されました。

具体的には前年度と適用年度の全ての月分で給与等の支給を受けた国内雇用者で、かつ、雇用保険の一般被保険者であって、いわゆる継続雇用制度に基づき雇用される方に該当しない方が対象です。

リサさんの会社では、平成29年9月から平成30年8月まで、更に平成30年9月から令和元年8月までの間、全ての月分で給与の支給を受けた雇用保険の一般被保険者である国内雇用者が対象になります。

 **リサ** シンプルになったようですね。前期の決算では継続雇用者の把握が面倒でした。

 **サキ先生** そうですね、改正前は前年度の途中で入社した方や、適用年度の途中で退職した方など、前年度と適用年度でそれぞれ給与等の支給がある国内雇用者も対象としていましたので、把握が少し面倒でした。

 **リサ** 継続雇用者の把握が簡素化されたようですので、多くの企業で適用できるといいですね。



【筆者紹介】 野川 悟志（のがわ・さとし）

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著「令和元年版 税制改正経過一覧ハンドブック」（共著、大蔵財務協会）、「税務調査に活かす 図解トレーニング」（大蔵財務協会）など。HPはしながわ税経事務所で検索。

「令和元年分 年末調整等説明会」の開催のご案内

下表のとおり開催いたします。

開 催 日	開 催 時 間	説明会会場	対象地域 (注)
11月 6 日(水)	用紙配布 13時00分～13時30分 説 明 会 13時30分～16時00分	ひ の 煉 瓦 ホ ー ル (市民会館大ホール) 所在地：日野市神明1-12-1	日 野 市
11月 7 日(木)	用紙配布 13時00分～13時30分 説 明 会 13時30分～16時00分	パ ル テ ノ ン 多 摩 (小 ホ ー ル) 所在地：多摩市落合2-35	多 摩 市
11月 8 日(金)	用紙配布 13時00分～13時30分 説 明 会 13時30分～16時00分	稲城市中央文化センター (ホ ー ル) 所在地：稲城市東長沼2111	稲 城 市

- (注) 1 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。
 2 説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参のうえご来場ください。
 ※ 各説明会会場の駐車可能台数は限られているため、ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。

【お問合せ先】日野税務署 法人課税第1部門 (042-585-5661(代表))

音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0120-205-553(無料)
【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「その他のバナー」を
クリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



申告書等用紙に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、令和2年4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人※¹を対象として、申告書等用紙※²の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ※³」を送付することとしております。
- （※1） 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
- （※2） 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
- （※3） 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとしています。

■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



■ 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。

詳しい情報は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

初級簿記セミナー

10日間で簿記の基礎をマスターしませんか

日 程 9月25日(水)～10月30日(水) 計10日間

9/25、10/1、10/3、10/8、10/10、10/15、10/17、10/24、10/28、10/30

時 間 午後2時30分～午後4時30分(2時間)

講 師 東京税理士会日野支部所属 窪田 栄子 氏

会 場 多摩信用金庫 高幡不動支店 2階会議室

会 費 会員：1名8千円(テキスト代ほか) 非会員：1名2万円

地域社会貢献活動

第20回 会員交流チャリティーゴルフ大会

10月7日(月) 桜ヶ丘カントリークラブ

★料 金 19,220円(昼食代は含みません)

★会 費 正会員5千円、賛助会員7千円(パーティー費、賞品代)

★競 技 新ペリア方式による18ホールストロークプレイ
※参加資格は、会員、会員家族、社員及び入会予定者

「税を考える週間」協賛 記念講演会

講 師 NHK大相撲解説者 舞の海秀平 氏

演 題 夢は必ずかなう

日 時 10月19日(土) 開演 午後3時

第1部：市民税務講話 午後3時～3時25分

講師 日野税務署担当者

第2部：記念講演会 午後3時30分～4時30分

会 場 イオンモール多摩平の森 3階ホール

入場無料 先着250名



主 催 日野優良法人会

後 援

日野税務署/日野市/多摩市/稲城市/
公益社団法人 日野法人会

お申込み 日野優良法人会(事務委託 日野法人会)まで ☎ 042-593-9900

新入会員のご紹介

平成30年12月～

法 人 名	住 所	連絡先TEL	業 種	支部データ
(株)エースト日野	日野市栄町2丁目10-12 ハイコーポふくしま104	042-582-6050	不動産業	日野地区第2支部所属
(株)オートプレス日野	日野市多摩平6丁目41-3	042-584-6555	マニュアル制作	日野地区第4支部所属
(株)美多摩サービス社	日野市多摩平7丁目5-3	042-581-1769	総合建設業	日野地区第4支部所属
R I S O U (株)	日野市多摩平2丁目5-1 クレヴィア 豊田多摩平の森RESIDENCE351	042-843-4433	土地建物の管理・賃借他	日野地区第4支部所属
朝日生命 日野営業所	日野市多摩平1丁目4-17	042-581-4895	生命保険	日野地区第5支部所属
税理士法人ミット	日野市平山5丁目21-9	042-599-7291	会計業務	日野地区第8支部所属
(株)4th Arrow	日野市南平5丁目30-1 9-201	090-4243-8955	軽貨物・運送業	日野地区第9支部所属
盛田社会保険労務士事務所	日野市南平8丁目17-1 メイプルエイト212	042-849-2806	社会保険労務士	日野地区第9支部所属(賛助会員)
フジエンタープライズ(株)	目黒区下目黒2-16-19	03-3491-5555	カラオケ機器リース販売	日野地区第10支部所属
一般社団法人セ・ラ・ヴィ	日野市高幡725-1 マイロフト12	042-594-9502	グループホーム経営	日野地区第10支部所属
立ち喰そば たんぽぽ	日野市高幡3-17	042-591-1361	飲食業	日野地区第10支部所属(賛助会員)
(株)藤川設備	日野市三沢1丁目14-15-102	042-506-9042	空調設備	日野地区第11支部所属
(株)日野衛生公社	日野市万願寺4丁目24-7	042-581-3177	清掃業	日野地区第13支部所属
安心いちばん(株)	八王子市横山町20-7	042-642-0084	保険代理店	日野地区第13支部所属
かんぽ生命保険 八王子支店	八王子市旭町9-1 東急スクエア10F	042-646-6001	簡易保険	日野地区第13支部所属
ユナイテッド八王子(大田)	八王子市明神町3丁目20-6 八王子ファーストスクエア6F	042-631-1255	保険代理店	日野地区第13支部所属(賛助会員)
(有)アドフレックス	日野市日野420-1	042-843-1333	広告宣伝業	日野地区第14支部所属
(株)吉崎ボデー	日野市日野1085	042-583-4522	自動車修理	日野地区第14支部所属
(株)SAKENOWA	多摩市関戸2丁目24-24 1F	042-400-6617	居酒屋	多摩地区第1支部所属
ingood faith (CLUB HEAVEN)	多摩市関戸2丁目40-17 聖蹟桜ヶ丘第2セントラルビル2階	042-401-9797	飲食業	多摩地区第1支部所属(賛助会員)
日本パナトロニック(株)	多摩市落合1丁目15-2	042-313-7351	電子部品の販売	多摩地区第5支部所属
エ イ ト	多摩市愛宕4丁目7-26	042-319-3093	保険代理店	多摩地区第5支部所属(賛助会員)
SMBC日興証券株永山支店	多摩市永山1丁目4 グリナード永山 三井住友銀行 永山支店内1階	042-311-8250	証券業	多摩地区第6支部所属
(株)シェアコミュニケーション	多摩市関戸4丁目6-1 聖蹟角屋ビル2F	042-319-6570	不動産・電気通信業	多摩地区第9支部所属
(株)S K Y	多摩市関戸4丁目6-5-1F スッキリ整骨院	042-337-5335	医療・サービス	多摩地区第9支部所属
(株)パイプコネクト	稲城市百村2107-16	042-370-7365	コンサルティング業	稲城地区第2支部所属
(株)グローバルホーム	稲城市東長沼528-1	042-379-8845	不動産業	稲城地区第2支部所属
(有)日生企画	稲城市平尾1-38-27	042-350-3350	建設業	稲城地区第3支部所属
(株)ひまわり保険Pro	八王子市子安町1-29-8 ひまわりビル3F	042-644-8811	保険代理業	管外会員
(株)あい・さぽーと	昭島市中神町1315-55	042-544-7316	貨物業	管外会員
日野金属産業(株)	八王子市旭町11-5	042-682-2101	OA機器解体リサイクル業	管外会員
(株)ムーンオアシス	国分寺市泉町3-37-34-411	042-349-6056	パーティ企画・運営・ア テンダント手配	管外会員
マキ文具店	八王子市北野町584-21	042-644-9555	文具販売	管外会員(賛助会員)
O・K・Bフーズ	八王子市大和田町6-7-16-1204	042-656-3457	食品卸売業	管外会員(賛助会員)

有限会社 金子土建

土木工事・舗装工事



〒191-0024 東京都日野市万願寺3丁目42-6
TEL 042-582-2481
FAX 042-582-2483
E-Mail dkkaneko@tiara.ocn.ne.jp

〈日野地区 第13支部所属〉

空調設備 清掃 メンテナンス

相澤設備株式会社

〒206-0011 東京都多摩市関戸5-16-3
TEL/FAX 042-375-9059
メール aizawasetubi0911@gmail.com

- ・空調機オーバーホール洗浄
 - ・空調機フィルター清掃 点検
 - ・空調機ファン清掃 整備
 - ・吸排気系統清掃
 - ・厨房排気系統フード、ダクト、ファン清掃
 - ・加湿器清掃 メンテナンス
- その他ご相談ください

DINING BAR セントラル 営業時間 20時～4時

〒206-0011 東京都多摩市関戸2-39-15 桜ビル302
TEL 042-401-9077

代表取締役社長・オーナー
相澤 拓実

〈多摩地区 第9支部所属〉

お住まいのことなら
ご相談下さい



イメージキャラクター
ことぶきくん

株式会社
寿々木工務店

稲城市百村1604の1
☎ (042) 377-2334

〈稲城地区 第2支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

9月19日(木) 14:00	源泉部会テーマ別研修会	多摩信用金庫高幡不動支店
25日(水) 14:30	初級簿記セミナー「9/25-10/30まで10回開催」	多摩信用金庫高幡不動支店
27日(金) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
10月3日(木) 18:00	稲城地区 第3支部 税務研修会	未定
7日(月)	第20回会員交流チャリティーゴルフ大会	桜ヶ丘CC
16日(水) 18:00	青年部会 経営セミナー	おおまさすし 坊ホール
17日(木) 8:00	源泉部会 見学研修会	陸上自衛隊座間駐屯地、オギノパン
24日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
25日(金) 14:00	新設法人説明会	日野税務署3階会議室
26日(土) 27日(日)	「のまちいなき市民まつり」出展 税金クイズ/なんでも相談	稲城市総合体育館周辺
29日(火)	役員研修会	京王プラザホテル多摩3階白鳳A/B
11月5日(火) 13:30	源泉部会テーマ別研修会(年末調整のしかた)	日野税務署
6日(水) 13:30	年末調整説明会(日野市)	日野市民会館(日野煉瓦ホール)
7日(木) 13:30	年末調整説明会(多摩市)	パルテノン多摩小ホール
8日(金) 13:30	年末調整説明会(稲城市)	稲城市中央公民館
9日(土) 10日(日)	日野市産業まつり出展 税金クイズ/なんでも相談	日野市民の森ふれあいホール
18日(月) 16:00	稲城地区 第2支部 税務研修会	未定
21日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

令和元年度「税を考える週間」協賛講演会

入場無料 先着150名

令和の税制改正と今後の課題について

主催：一般社団法人 東京法人会連合会

2019年

14:30開場

10月25日(金) 15:00~16:30

T K P市ヶ谷カンファレンスセンター8F【バンケットホール 8A】

東京都新宿区市谷八幡町8 T K P市ヶ谷ビル TEL: 03-5227-6911(事務所直通)

〈アクセス〉JR「市ヶ谷駅」より徒歩約2分 東京メトロ南北線・有楽町線「市ヶ谷駅」7番出口より徒歩約1分、4番出口より徒歩約2分 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口より徒歩約2分

講師プロフィール



野村資産承継研究所 税務顧問 青山慶二氏

国税庁長官官房国際業務課長、国税庁審議官を歴任し2004年退官。筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授、早稲田大学会計研究科教授を経て、2019年4月より野村資産承継研究所税務顧問。21世紀政策研究所研究主幹、全法連税制アドバイザーとして、国際課税に関する税制や中小企業税制の政策提言に参画。2019年10月より筑波大学大学院非常勤講師就任。

編／集／後／記

長梅雨に押され短かった盛夏も終わり、秋の紅葉が待ち遠しい時節となりました。令和の初秋は、異常気象による自然災害・並びに海外諸国との様々な摩擦が心配されます。また、消費税増税による景気動向も気になるところですが、心配ばかりでは良い知恵は浮かびません。そんな時勢だからこそ法人会等で異業種の方々と交流し自己研鑽してみたいはいかがでしょうか。

広報委員 飯島 康裕

表紙紹介

彼岸花(曼珠沙華/ヒガンバナ) 撮影場所 ^{かさやとしんすい} 上谷戸親水公園(稲城市)

彼岸花は、日本全土で見られますが、自生ではなく中国から持ち運ばれ、人為的に植えられたと考えられています。9月のお彼岸の時期を待っていたかのように開花します。開花時期も数日と短く、お彼岸の時期の終わるころには花も枯れてしまいます。花が咲く時には葉がなく、一本の茎がずっと伸びた先に大輪を咲かせる彼岸花。葉は花が枯れた後に伸び始め、葉は冬から春にかけて栄養素を休みなく球根に送り続け、来年の秋にまた開花させる準備をしています。

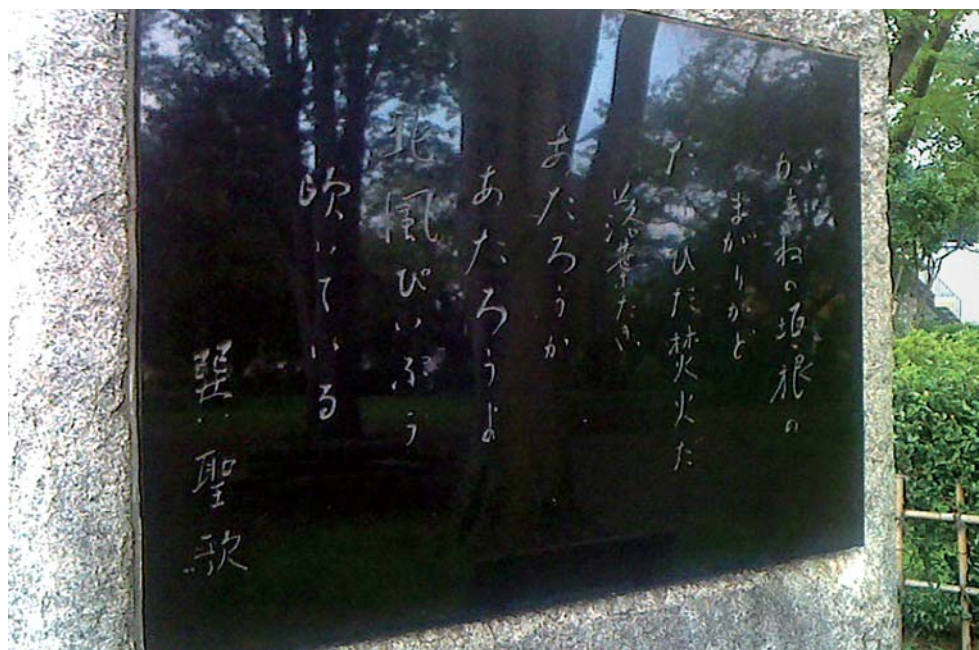
写真提供 土井 一三氏(稲城市在住)

♪かきねの かきねの まがりかど たきびだ たきびだ おちばたき♪

童謡“たきび”の作詞者である巽聖歌（1905～1973）は岩手県紫波町に生まれ、昭和48年に68歳で亡くなるまで、その晩年を日野市旭が丘で過ごしました。

旭が丘地域の住民と紫波町の住民は、これを縁にして長年にわたる相互交流を続けています。

日野市立旭が丘中央公園の一角には、巽聖歌の詩碑が平成11年（1999年）4月にたきび会（巽聖歌を称える会）のメンバーにより建立されました。毎年12月上旬には、日野市旭が丘に所在する商店・会社で組織する旭が丘商工連合会の主催による“たきび祭”が開催されています。



▲巽聖歌の詩碑

日野市と紫波町は、これをひとつの縁として、平成29年1月に姉妹都市の提携をしました。

ちなみに、“たきび”は平成23年1月からJR中央線豊田駅の発車メロディに使用されています。豊田駅で乗降する機会があれば耳を傾けてみてください。

巽聖歌の詩碑がある旭が丘中央公園は、広さが26,281㎡ある多目的公園で、園内にはグラウンドやテニスコートが併設され、また地域住民のコミュニティ形成や交流の場として地区センターも設置されています。

春の桜が満開になる時期にも、お花見を楽しむたくさんの人が訪れます。

（参考：日野市ホームページ）



▲旭が丘中央公園

所在地：日野市旭が丘五丁目1番地の1
交通アクセス：JR豊田駅北口より徒歩約20分または京王バス平山工業団地循環で旭が丘中央公園下車

